津山市危機管理指針

平成 2 4 年 3 月 津 山 市

はじめに

近年、自治体が遭遇するリスクは、「想定外」がキーワードとされるように、想像の域を超えた災害の襲来や組織内不祥事など、組織全体の評価につながる重大事態が頻発する傾向にあります。注目すべきは、自治体の対応が後手に回ったことが必ず社会的非難を浴びる点にあります。

このことは、社会の安全が最重要視される時代にあって、自治体の使命として市民の生命、身体及び財産の保護はもちろんのこと、事態に直面した場合に行政サービスの停滞を招かない「備え」こそが、今後最も注意と努力を払う課題の一つであることを意味しています。

一般的に、多種多様化する経験・未経験のリスクが「危機事象」と称される中、これに 対応する組織防衛理念として、近年、官民問わず「危機管理」が研究されているところで す。

本市においても、騒動の拡大には至らなかったものの、こうした傾向を窺わせる「米軍機低空飛行に伴う土蔵倒壊事故」、「車上狙いによる名簿盗難事件」等の発生をみたことで、 危機事象に決して無縁とはいえないことが証明され、危機管理のあり方について職員の意 識改革や体制について見直しと改善を図る必要を感じています。

このたび策定した指針は、津山市における危機管理の基本方針と枠組みを定めたものでありますが、これを受け、今後各部署においては、危機管理の視点から所管事業について点検と見直しを行うことを常態化させ、万全の対策を講じてまいります。

これにより津山市は、自然災害に対する「津山市地域防災計画」、武力攻撃事態等に対する「津山市国民保護計画」とともに、新たに、それ以外の危機事象について「津山市危機管理計画」を整備し、あらゆる危機事象に対応できる体制づくりに取り組んでまいります。

平成24年3月

津山市長 宮 地 昭 範

目次

第1章	総則	
第1	目的	1
第 2	定義	
第3	指針等の位置づけ	2
第2章	市の責務	
第1	基本的責務 ·····	3
第 2	計画と実施	3
第3	職員の心構え	3
第3章	危機管理の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4章	危機管理の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第1	平常時の危機管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 2	緊急時の危機管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 3	収束時の危機管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
参考資料		
	自治体をとりまく危機事象(概念図) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	指針等の位置づけ(体系図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	想定される危機事象(津山市の想定危機事象及び所管部署一覧) ・・・	8

第1章 総則

第1目的

この指針は、津山市における危機管理の基本方針と枠組みを定めることにより、危機に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を保護し、市政の円滑な運営を確保することを目的とする。

第2 定義

この指針において使用する用語の定義は、次のとおり定める。

1 危機

危機とは、保護主体の生命、身体、財産あるいは名誉、組織活動に重大な被害 や影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある災害、事件、事故等をいう。

なお、この指針においては、次に該当するものをいう。

市民の生命、身体、財産及び権利に対して重大又は広域、広範な被害を 及ぼす又は及ぼすおそれのある事態

市の行政運営、行政サービスに重大な支障を及ぼす又は及ぼすおそれのある事態

市の行政の信頼又は信用を著しく失墜させるおそれのある事態 また、この指針における危機を「災害」、「武力攻撃事態等」及び「その他の危機」の三つに大別する。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻擊事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2号及び第3号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」、並びに第25条第1項で定められている「緊急対処事態」をいう。

(3) その他の危機

その他の危機とは、災害及び武力攻撃事態等を除いた直接的・突発的危機の全てをいう。(中・長期的な財政危機、経済危機等は除く。)

2 危機事象

危機をもたらす可能性がある出来事、又は発生した危機に関する一連の状況を

いい、市又は各部署が所管業務に関し把握・抽出したもの(地震、台風、火災、情報漏えい、テロ、感染症の流行、市有施設における事件・事故等)をいう。

3 危機管理

危機管理とは、危機事象の発生を未然に防止し、危機事象の発生後は、拡大の 防止及び被害やその影響等を最小限に抑制し、早期に事態を収拾して市民生活 や行政サービスを回復させるための諸活動をいう。

第3 指針等の位置づけ

1 指針

危機管理指針は、すべての職員が「危機管理」に関する共通認識をもち、かつ本市の危機管理体制を確立するための包括的理念である。

2 指針に基づく計画等

この指針に基づく計画は、「津山市地域防災計画」(水防計画を含む。)、「津山市国民保護計画」及び「津山市危機管理計画」の三つに区分する。

新規に策定する要綱及び緊急時個別対応マニュアル等は、すべてこの指針を踏まえて策定するものとする。

また、法令等の定めにより既に策定している計画や要綱等についても、この指針を踏まえたものとするほか、今後必要に応じて見直し・改善を図る場合には、 法令等の規定に違反しない限り、この指針によるものとする。

(1) 津山市地域防災計画(水防計画を含む。)

「津山市地域防災計画」は、本市における災害に対処するための基本計画として、災害対策基本法に基づき、「津山市防災会議」が策定するものであり、 津山市において想定される災害に対して、処理すべき事務、災害予防、災害応 急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定める。

本計画は災害の種類に応じて「風水害等対策編」、「震災対策編」及び「資料編」の三編に区分するほか、水防法に基づく「津山市水防計画」で構成する。

(2) 津山市国民保護計画

「津山市国民保護計画」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)」に基づき、武力攻撃事態等に備えて市民の保護のための措置の実施に関する計画で、「津山市国民保護協議会」に諮問したうえで策定する。

(3) 津山市危機管理計画

「津山市危機管理推進会議」で策定する。

「津山市危機管理計画」は、津山市危機管理指針に基づき、災害及び武力攻撃事態等を除いたその他多岐にわたる危機に対処するための計画として、

第2章 市の責務

第1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、市政の円滑な運営を確保するため、市の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体、関係機関等と相互に連携・協力し危機に係る対策を総合的に推進する責務を有する。

第2 計画と実施

市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等の協力を得て、法令及び本指針に基づく計画(以下「危機別計画」という。) 各計画に基づく緊急時個別対応マニュアル等を定めこれを実施するとともに、危機管理に関する研修や訓練等を通じて職員に必要な知識・技術を習得させるなど、職員と組織の危機対応能力を向上させる責務を有する。

第3 職員の心構え

職員は、平素から所管業務について危機管理の視点で関心を持ち、想定危機事象の 未然防止や応急対応について、危機意識の醸成及び対応能力の向上に努めるとともに、 危機発生時には直ちにその応急活動に従事し、組織的対応に努める。

第3章 危機管理の推進体制

津山市の危機管理の一層の充実と推進体制の強化を図るため、危機別計画ごとに庁内 に会議体を設置する。

なお、会議は不定期で開催し、それぞれの計画に関する方針の策定、体制等の見直し 及びその他情報共有を推進する。

危機別計画ごとに設置する会議体は、次のとおり。

- 1 津山市地域防災計画 「津山市防災会議」
- 2 津山市国民保護計画 「津山市国民保護協議会」
- 3 津山市危機管理計画 「津山市危機管理推進会議」

第4章 危機管理の基本方針

危機管理においては、危機対応について「平常時の危機管理(事前対策)」、「緊急時の危機管理(応急対策)」及び「収束時の危機管理(事後対策)」に大別し、それぞれの 局面に応じた取組と体制を構築する。

第1 平常時の危機管理

事前対策として、平常時に想定危機に関する情報収集と研究を行い、その予防に最善を尽くすとともに、緊急時の対応及び収束時の対応を遺漏なく実施するための諸準備に万全を期すよう努める。

1 マニュアルの整備

危機事象別に、各部署が行うべき活動等をまとめた手順書を一般に「危機管理マニュアル」という。

この指針では、同手順書を危機発生時の応急対策に活用するものと位置づけ、 「緊急時個別対応マニュアル」として、各部署においてこれを整備する。

2 危機意識の醸成

各部署は、平素から所管業務に係る危機事象に関心を持ち、研修等を通じて職員の危機意識の醸成に努め、さらには自所属の危機対処能力向上のため、危機事象に係る調査・研究、対応策の検証・改善に積極的に取り組む等、危機管理意識の高揚を図る。

3 危機管理体制の整備

市は、応急体制並びに施設、設備及び資機材について随時点検と見直しを行うとともに、自部署が把握する危機事象について研修・訓練を企画し、あるいは他部署の企画する研修・訓練についても積極的に参画する等、緊急時の対応に遺漏がないよう努める。

4 訓練・研修への取組み

市は、想定危機に関する訓練や危機管理に関する知識・技術等を習得するための研修などを企画・立案し、積極的に取り組む。

また、訓練においては、市民、事業者、関係機関等との連携・協力に重点を置くほか、訓練後の検証も実施してその効果を十分発揮できるよう努める。

5 関係機関等との連携強化

市は、危機発生時に迅速かつ的確な応急対応が実施できるよう、平素から国、県、各種団体等の関係機関と連携を密にし、協力体制の一層の強化に努める。

6 市民との連携強化

市は、危機予防の観点からホームページや市広報紙等を活用して市民の危機意識の醸成を図るほか、「自助」「共助」「公助」の考えに立ち市民や事業者に対して危機に関する研修会や訓練等への積極的な参加を呼びかける。

第2 緊急時の危機管理

危機の発生時は、危機別計画又は危機事象に応じてあらかじめ定められた個別対応マニュアルに基づき、拡大の防止及び被害やその影響等を最小限に抑制するための応急対策を実施する。

1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、事態の拡大防止の観点から、直ちに関係部署が初動を重視した効果的な体制を構築し、機動的かつ横断的に対応する。

2 対応方針の決定

初動活動にあたっては、積極的に情報の収集・分析を行い、この判断に基づき 的確な対応方針を決定のうえ、確実な応急対策を実施する。

また、事態の規模又は被害・影響が拡大すると判断した場合は、速やかに対策本部等の体制へ移行するなど、状況に応じた対応をとる。

なお、体制構築の判断については、危機別計画ごとの配備基準による。

3 関係機関等との連携

市は、危機発生時に、事態の拡大や被害、影響を最小限に抑えるために、市民、 関係機関・団体等と連携・協力して、各種応急対策を実施し、事態の早期収拾 を図る。

4 応援要請

事態の規模が甚大、あるいは事態や被害・影響の拡大が予測される場合には、 所定の手続きにより、速やかに、自衛隊又は他の地方公共団体等に応援を要請 し、被害等の拡大防止を図る。

5 情報提供

市は、発生した危機に関する被害、経過及び対処方針等の情報について、あらゆる広報手段を講じて、迅速かつ的確に提供する。

また、事態の長期化が予測される場合は、提供を受ける側の立場に立ち、その理解が得られるよう適時適切な情報開示に努め、市としての説明責任を果たす

ものとする。

第3 収束時の危機管理

事後対策として、市民生活の復旧・復興及び市政の信頼回復を図るために、危機の 収拾活動にあわせ、被災者等の支援を実施する。

また、危機の予防と再発防止、被害等の軽減及び応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理の向上に努める。

1 市民生活の安定・復旧

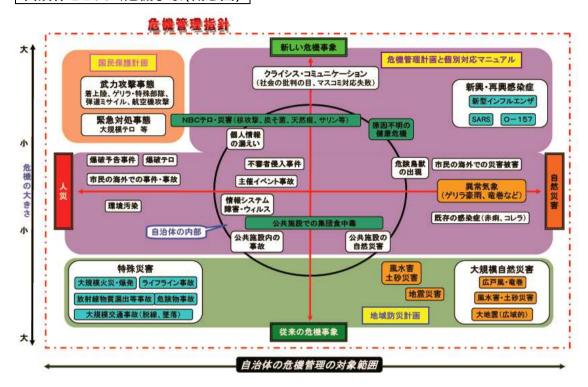
市は、危機の収拾を、「市民生活の安定」の観点から判断し、収拾後は、関係機関等と相互に協力して、被災者等の生活を援護し、地域経済の復旧支援等を行い、市民生活の早期回復と自力復旧の促進に努める。

2 危機対応の点検・検証

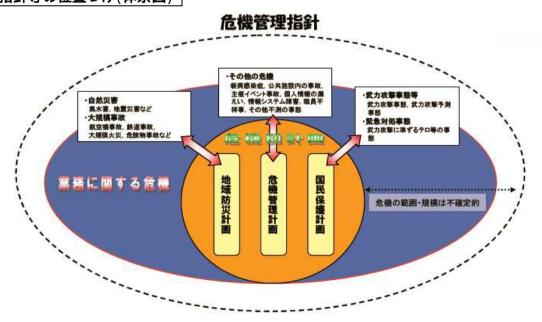
市は、危機の収拾後早期に、当該危機に関する対応全般について総合的な点検及び検証を行い、予防及び被害・影響の軽減など危機管理の改善策を示して危機別計画及び緊急時個別対応マニュアルに反映させ、危機管理能力の向上を図る。

参考資料

自治体をとりまく危機事象(概念図)



指針等の位置づけ(体系図)



想定される危機事象

津山市の想定危機事象及び所管部署一覧

	大分類		中分類		小分類	主たる	主たる関係部署又は	最上位の	根拠法令・
^		Δ4	1.11		2.12.11	対応部局	危機対応組織	危機対応組織	<mark>規程·要綱等</mark>
A	甚大な自然災 害	A1	大地震		地震動災害	-			
		A2	大規模風水害		土砂災害 巨大台風	-			
		,-	八/元1天/出/八古		暴風雨,集中豪雨	総務部 一都市建設部 産業経済部 一	全		
					土砂災害,土石流				
					河川氾濫	压未社内印			災害対策基本法
				A25	竜巻,突風			災害対策本部	津山市地域防災計画
				A26	豪雪				
		A3	異常気象	A31	落雷	総務部	危機管理室		
				A32	大雪,凍結	都市建設部地域振興部	土木課 , 管理課 各支所		
				A33	干ばつ,異常高温,渇水	水道局	浄水課		
	d 1 mil 111 -1-			A34	突風、竜巻	総務部	危機管理室		
В	特殊災害 (大規模事故)	B1	大規模火災·爆 発		店舗,ビル,マンション火災				
	()				住宅密集地火災				
					広域的林野火災 ガス爆発	-			
		B2			危険物の流出・爆発	+			
					中毒性危険物の漏洩・漏出	t			
					不発弾の発見・処理	6公至夕 立D	全继答用 字	《中社学士如	 災害対策基本法
		B3	放射性物質事故		放射性物質の漏洩・流出	総務部	危機管理室	災害対策本部	津山市地域防災計画
		B4	大規模交通事故	B41	航空機墜落				
					自動車事故				
					鉄道事故	-			
		B5	ライフラインの事		その他交通に起因する事故 事故による電力供給停止	-			
		==	故	_	事故によるガス供給停止	ł			
					事故による上水供給停止	水道局	净水課	緊急対策本部	
С	武力攻撃事態	C1	武力攻撃事態	C11	着上陸侵攻				
	等			C12	ゲリラや特殊部隊による攻撃]			国民保護法 津山市国民保護計画
		C2			弾道ミサイル攻撃	- 総務部 危機管理室			
			緊急対処事態	C14	航空機による攻撃 大規模商業施設,交通機関等への		合機管理 安	国民保護対策本部	
				C21	文學		尼城日建里		
				C22	化学物質の使用による攻撃				
					交通機関等の使用による攻撃				
	健康危機	D1	感染症		行政対象テロ				 新型インフルエンザ対策行
	姓 康厄俄	"		D11	ウィルス等による感染症の流行	こども保健部	健康増進課	危機対策本部	動計画など
				D12	鳥インフルエンザ、口蹄疫等家畜伝 染病の流行	産業経済部	農業振興課	津山市家畜伝染 病防疫対策本部	高病原性鳥インフルエンザ に関する特定家畜伝染病防
		D2	集団食中毒	D21	集団食中毒		I mulu ta mu	70000000000000000000000000000000000000	疫指針
			原因不明,複数		原因不明,複数原因の健康被害	担当課所管部	担当部署 健康増進課	危機対策本部	
E	その他市民に	F1	原因の健康被害 遭難事故	_	市内における遭難事故	扣坐無气禁			
-	被害が及ぶ事	-'	~~**		国内,海外における遭難事故	担当課所管部 総務部	担当部者 危機管理室		
	態	E2	危険鳥獣等の出		危険動物の出現		森林課	危機対策本部	
			現		昆虫の異常発生	産業経済部	農業振興課		
F	生活不安	F1	環境·消費生活 問題	F11	環境汚染,騒音苦情				
		F2	防犯に関するこ	F21	世界 街頭犯罪等	環境福祉部	環境生活課		
			ا ا	F22	不審者の出没	-4X-201ELITTOP	76-17-1AM	危機対策本部	犯罪のない津山・まちづくり 条例
				F23	不法投棄				35/73
					家庭内暴力 (DV等)	総務部	人権啓発課		配偶者暴力防止法
G	市の管理下中	G1	市主催イベント事		虐待 イベント会場での事故・災害	こども保健部 担当課所管部	こども子育て相談室 担当部署		児童虐待防止法
	の事故	G2	故	_	イベント会場での事故・炎害 福祉施設での事故	i=コ麻끼롭하	三部 同主管課	危機対策本部	
					学校、保育所等での事故				
					文化施設、文化財に関わる事故				
					市スポーツ施設での事故				
				G25	処理施設での事故	 担当課所管部	担当部署		
					公園施設での事故		同主管課		
					道路施設での事故	ļ			
					上下水道での事故 市営駐車場での事故	ł			
						ł			
				G30	庁舎内事故				

	大分類		中分類		小分類	主たる 対応部局	主たる関係部署 又は 危機対応組織	最上位の 危機対応組織	根拠法令· 規程·要綱等				
G	市の管理下中	G4	市有施設等での	G41	市本庁舎での火災	財政部	財政課						
	の事故		火災		支所庁舎内での火災	各支所	各支所	防小劫笨禾昌会	 津山市防火管理規程				
				G43	その他市有施設,出先機関での火 災	担当課所管部	担当防火管理者	的人对象安良云	序山市的人旨 连 然往				
		G5	市有施設等での	G51	市本庁舎での食中毒		10 M ÷0 III						
			事件·事故·障害	G52	その他市有施設, 出先機関での食 中毒	担当課所管部	担当部署同主管課	_					
				G53	急病人・怪我人の発生		折管部 担当部署 同主管課						
				G54	利用者間のトラブル	1							
				G55	施設の不適切な利用	担当課所管部							
				G56	利用者の行方不明	1	日工日林	危機対策本部					
				G57	利用者の交通事故								
				G58	市有設備・機器の故障・誤作動	担当課所管部	担当部署						
		G6	公務中の交通事 故	G61	公用車の事故	担当課所管部	担当部署						
Н	市有施設等で	H1	市有施設等での	H11	不審者侵入		77 - 17						
	の事件		犯罪被害	H12	破壊行為,暴力行為								
				H13	盗難		担当部署						
				H14	凶悪犯罪	担当課所管部	同主管課	危機対策本部					
		H2	行政執行妨害被	H21	行政執行妨害		危機管理室						
			害	H22	民事介入暴力								
_				H23	特定団体等による寄付強要								
I	職員の信用失墜行為	I1	職員不祥事	l111	入札での不祥事	担当課所管部,総務部	担当部署 契約監理室 危機管理室 人事課	- 危機対策本部					
				l12	公金横領,公金支出		担同主機等 智慧 智慧 智慧 智慧 智慧 智慧 智慧 理室 图						
				l13	職員による公金紛失								
				l14	管理の不手際,盗難								
		12	不適切な接遇	121	差別発言								
				122	プライバシー侵害								
				123	セクシャル・ハラスメント								
		13	内部告発	l31	庁内組織内部への告発								
					マスコミ等外部への告発		危機管理室 人事課						
J	広報公聴 (クライシス・コ	J1	苦情,クレーム,	J11	窓口等での市民とのトラブル			危機対策本部					
	ミュニケ <i>ー</i> ショ ン)			J12	ネット掲示板での誹謗中傷,風評の 流布	担当課所管部 総合企画部							
	['	J2	J2	J2	J2	J2	緊急時の広報	J21	マスコミの批判・告発報道		秘書広報室		
_	建切上去 !!	1/4	(用し桂却の温油	J22	マスコミ対応の失敗								
K	情報セキュリティ	K1	個人情報の漏洩	K11	職員による個人情報の漏洩・持ち出し		担当部署人事課						
					外部犯罪行為による流出								
					委託業者からの漏洩		八争昧 情報マネジメント委						
		1/2	機の様却でです		情報システムのセキュリティ不備		員会						
			機密情報の漏洩公文書の紛失		機密情報の漏洩 公文書の紛失	担当課所管 一部,総務部		危機対策本部	津山市個人情報保護条例 津山市情報マネジメント要網				
			情報システムの										
			障害・停止 コンピューター・		情報システムの障害・停止		担当部署						
			ウィルス , ワーム		コンピューター・ウィルス,ワーム		情報マネジメント委						
			サイバーテロ 不正アクセス,改		サイバーテロ 不正アクセス , 改ざん , 消失	1	員会						
	職員に関する 事故·事件	L1	ざん,消失 職員への危害, 職員の遭難事故		職員に対する暴力行為	-	担当部署	危機対策本部					
					職員に対するその他犯罪行為	担当課所管	だっか者 危機管理室						
					市外における職員の遭難被害	部,総務部	人事課						
							 						

不測の事態については、一覧に記載の危機事象に準じて対応部署を決定する場合もある。